

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年9月5日（令和6年（行情）諮問第987号及び同第988号）並びに令和7年1月16日（令和7年（行情）諮問第56号）

答申日：令和8年10月14日（令和8年度（行情）答申第648号ないし同第650号）

事件名：「艦船と安全」のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「艦船と安全」のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「艦船と安全」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書32」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年8月5日付け防官文第15287号、令和6年5月31日付け同第12951号、令和4年10月17日付け同第19431号、令和6年5月31日付け同第12952号、令和5年4月11日付け同第8281号及び令和6年10月4日付け同第22820号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分6」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1に係るもの。）

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ

きである。

カないしク (略)

(2) 審査請求書 2 (原処分 2 に係るもの。)

アないしエ (略)

オ 上記 (1) オと同旨。

カ及びキ (略)

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ (略)

(3) 審査請求書 3 (原処分 3 に係るもの。)

アないしエ (略)

オ 上記 (1) オと同旨。

カないしク (略)

(4) 審査請求書 4 (原処分 4 に係るもの。)

アないしエ (略)

オ 上記 (1) オと同旨。

カ及びキ (略)

ク 上記 (2) クと同旨。

ケ (略)

(5) 審査請求書 5 (原処分 5 に係るもの。)

アないしエ (略)

オ 上記 (1) オと同旨。

カないしク (略)

(6) 審査請求書 6 (原処分 6 に係るもの。)

アないしエ (略)

オ 上記 (1) オと同旨。

カ及びキ (略)

ク 上記 (2) クと同旨。

(7) 意見書 (諮問第 9 8 7 号及び同第 9 8 8 号)

(略)

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分 1 及び原処分 2 について (諮問第 9 8 7 号)

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書 1 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の 2 に掲げる文書 1 ないし文書 2 4 (以下、併せて「本件対象文書 1」という。) を特定した。

本件開示請求については、法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特

例を適用し、まず、令和4年8月5日付け防官文第15287号により、本件対象文書1のうち、別紙の文書1ないし文書10について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った後、令和6年5月31日付け同第12951号により、本件対象文書1のうち、文書11ないし文書24について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年10か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）法5条該当性について

原処分1及び原処分2において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表（番号1ないし番号196）のとおりであり、本件対象文書1のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

（3）審査請求人の主張について

ア ないし ウ （略）

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1及び原処分2においては、本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記（2）のとおり、本件対象文書1の一部が同条1号、3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ ないし ケ （略）

コ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書1のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

2 原処分3及び原処分4について（諮問第988号）

（1）経緯

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書11ないし文書26（以下、併せて「本件対象文書2」という。）を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 4 年 10 月 17 日付け防官文第 19431 号により、本件対象文書 2 のうち、文書 11 及び文書 12 について、法 5 条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 3）を行った後、令和 6 年 5 月 31 日付け同第 12952 号により、本件対象文書 2 のうち、文書 13 ないし文書 26 について、法 5 条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 4）を行った。

本件審査請求は、原処分 3 及び原処分 4 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 3 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 1 年 8 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）法 5 条該当性について

原処分 3 及び原処分 4 において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表（番号 110 ないし番号 212）のとおりであり、本件対象文書 2 のうち、法 5 条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とした。

（3）審査請求人の主張について

ア ないし ウ （略）

エ 上記 1（3）エと同旨（ただし、「原処分 1 及び原処分 2」とあるのは「原処分 3 及び原処分 4」、「本件対象文書 1」とあるのは「本件対象文書 2」と読み替える。）。

オ ないし ケ （略）

コ 上記 1（3）コと同旨（ただし、「本件対象文書 1」とあるのは「本件対象文書 2」と読み替える。）。

サ 上記 1（3）サと同旨（ただし、「原処分 1 及び原処分 2」とあるのは「原処分 3 及び原処分 4」と読み替える。）。

3 原処分 5 及び原処分 6 について（諮問第 56 号）

（1）経緯

本件開示請求は、本件請求文書 3 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の 2 に掲げる文書 13 ないし文書 32（以下、併せて「本件対象文書 3」という。）を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 5 年 4 月 11 日付け防官文第 8281 号により、本件対象文書 3 のうち、文書 13 ないし文書 15 について、法 5 条 1 号、

3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分5）を行った後、令和6年10月4日付け同第22820号により、本件対象文書3のうち、文書13ないし文書26について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分6）を行った。

本件審査請求は、原処分5及び原処分6に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分5に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年7か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）法5条該当性について

原処分5及び原処分6において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表（番号121ないし番号237）のとおりであり、本件対象文書3のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

（3）審査請求人の主張について

ア ないしウ （略）

エ 上記1（3）エと同旨（ただし、「原処分1及び原処分2」とあるのは「原処分5及び原処分6」、「本件対象文書1」とあるのは「本件対象文書3」と読み替える。）。

オ ないしケ （略）

コ 上記1（3）コと同旨（ただし、「本件対象文書1」とあるのは「本件対象文書3」と読み替える。）。

サ 上記1（3）サと同旨（ただし、「原処分1及び原処分2」とあるのは「原処分5及び原処分6」と読み替える。）。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ① 令和6年9月5日 | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第987号及び同第988号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同月30日 | 審議（同上） |
| ④ 同年10月7日 | 審査請求人から意見書を収受（同上） |
| ⑤ 令和7年1月16日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第56号） |
| ⑥ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |

- ⑦ 同月 30 日 審議（同上）
- ⑧ 令和 8 年 10 月 7 日 委員の交代に伴う所要の手續の実施（令和 6 年（行情）諮問第 987 号、同第 988 号及び令和 7 年（行情）諮問第 56 号）、令和 6 年（行情）諮問第 987 号、同第 988 号及び令和 7 年（行情）諮問第 56 号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書以外の文書の特定、不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から以下のとおり説明があった。

ア 「艦船と安全」は、艦船に対する安全指導の徹底及び隊員の安全意識の高揚を図り、事故防止に資することを目的として、海上自衛隊護衛艦隊（現：水上艦隊）司令部が毎月編集・発行をしている部内向けの文書である。

イ 本件請求文書 1 の開示請求文言にいう「防官文第 10268 号（2022.3.29 一本本 B 2969）」とは、特定年月日に受理された特定開示請求（以下「別件開示請求」という。）に対する先行開示決定である。

本件請求文書 1 の開示請求は、別件開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び別件開示請求の受付日の翌日（令和 4 年 3 月 30 日）から本件請求文書 1 の開示請求の受付日（同年 6 月 7 日）までの間に発行された「艦船と安全」の開示を求めるものと解し、これに該当する文書として本件対象文書 1 を特定した。

ウ 本件請求文書 2 の開示請求文言にいう「防官文第 15287 号（2022.6.7 一本本 B 464）」とは、本件請求文書 1 の開示請求に対する先行開示決定（原処分 1）である。

本件請求文書 2 の開示請求は、原処分 1 で残りの部分とされた文書及び本件請求文書 1 の開示請求の受付日の翌日（令和 4 年 6 月 8 日）

から本件請求文書2の開示請求の受付日（同年8月16日）までの間に発行された「艦船と安全」の開示を求めるものと解し、これに該当する文書として本件対象文書2を特定した。

エ 本件請求文書3の開示請求文言にいう「防官文第19431号（2022.8.16一本本B870）」とは、本件請求文書2の開示請求に対する先行開示決定（原処分3）である。

本件請求文書3の開示請求は、原処分3で残りの部分とされた文書及び本件請求文書2の開示請求の受付日の翌日（令和4年8月17日）から本件請求文書3の開示請求の受付日（令和5年2月10日）までの間に発行された「艦船と安全」の開示を求めるものと解し、これに該当する文書として本件対象文書3を特定した。

オ 先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・発行しておらず、保有もしていない。

（2）上記（1）イないしエの文書の特定方法に問題はなく、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記（1）オの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

（1）自衛隊員、隊員家族、外国軍人及び民間人の写真の顔部分について

別表の番号2、番号29、番号34、番号51、番号64、番号75、番号79、番号91、番号93、番号105、番号110、番号117、番号123、番号128、番号134、番号139、番号148、番号154、番号161、番号167、番号174、番号182、番号188、番号192、番号198、番号205、番号213、番号218、番号221、番号228、番号229及び番号235に掲げる不開示部分並びに番号111、番号118、番号124、番号129、番号140、番号147、番号155、番号193、番号204及び番号230に掲げる不開示部分の一部は、自衛隊員、隊員家族、外国軍人及び民間人の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、

これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、隊員家族、外国軍人及び民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 隊員家族の情報について

別表の番号1、番号28、番号36、番号50、番号63、番号74、番号77、番号92、番号97、番号106、番号111、番号118、番号124、番号129、番号133、番号140、番号147、番号155、番号162、番号168、番号175、番号181、番号193、番号204、番号214、番号222及び番号230に掲げる不開示部分の一部には、「艦船と安全」に寄稿した隊員家族の氏名及び内心等が記載されていると認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分のうち、氏名は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、内心等は、これを公にすると当該自衛隊員の同僚、知人等一定範囲の者には個人を特定することが可能であり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 記事を寄稿した自衛隊員の情報等について

別表の番号3ないし番号7、番号30、番号31、番号35、番号37ないし番号41、番号52ないし番号56、番号65ないし番号68、番号78、番号80ないし番号83、番号94ないし番号96、番号98、番号107、番号112、番号189、番号199、番号219及び番号236に掲げる不開示部分並びに番号1、番号28、番号36、番号50、番号63、番号74、番号77、番号92、番号97、番号106、番号111、番号118、番号124、番号126、番号12

7、番号129ないし番号133、番号137、番号140、番号141、番号146、番号147、番号150、番号153、番号155、番号156、番号162、番号168、番号175、番号181、番号193、番号204、番号214、番号222及び番号230に掲げる不開示部分の一部には、①記事を寄稿した自衛隊員等の年齢、経歴、入隊時期、期別、勤続年数、特技資格及び病歴等に関する情報、②編集委員の氏名（苗字）並びに③一般公開の見学者の個人情報、意見交換会出席者の職名及び負傷した隊員の個人情報が記載されていることが認められる。なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、②の編集委員は非常勤職員との説明であった。

ア 上記の不開示部分（別紙の3に掲げる部分を除く。）について

上記①に係る不開示部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として、また、上記②に係る不開示部分は、苗字であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。さらに、上記①に係る不開示部分については、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていること、上記②に係る不開示部分については、氏名であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

次に、上記③に係る不開示部分は、氏名は記載されていないものの、これを公にすれば、記事の記載内容から関係者等一定範囲の者には個人を識別することが可能であり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、法5条1号後段に規定する情報であって、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。上記③に係る不開示部分は、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、法6条2項による部分開示はできない。

したがって、当該部分は、いずれも法5条1号に該当し、番号126、番号127、番号130ないし番号132、番号137、番号141、番号146、番号153及び番号156については同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別紙の3に掲げる部分（別表の番号124、番号129、番号133、番号140、番号147、番号150、番号156、番号162、番号168、番号175、番号181、番号193、番号204、番号214、番号222及び番号230に掲げる不開示部分の一部）について

当該部分は、記事を寄稿した自衛隊員が自己の担当職務に関する内容を説明するものであることから、当該自衛隊員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報に該当すると認められ、法5条1号ただし

書ハに該当すると認められる。

また、番号150に掲げる不開示部分については、原処分において法5条3号にも該当するとして不開示とされたが、当該部分には同号に該当する情報が記載されていると認められないことから、同号にも該当しない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び3号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(4) 特定のコーナーに寄稿した自衛隊員等の情報について

別表の番号8に掲げる不開示部分並びに番号1、番号28、番号36、番号50、番号63、番号74、番号77、番号92、番号97、番号106、番号111、番号118、番号124、番号129、番号133、番号138、番号140、番号144、番号147、番号151、番号155、番号158、番号162、番号168、番号175、番号181、番号193、番号204、番号214、番号222及び番号230に掲げる不開示部分の一部には、特定のコーナーにおいて小文を寄稿した自衛隊員の氏名、所属及び年齢並びに寄稿内容等が記載されていると認められる。

当該部分は、それぞれ一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討すると、自衛隊員が当該コーナーに投稿した小文の内容に鑑みれば、職務遂行に係る情報とはいえないので、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」

(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)の適用はなく、当該自衛隊員の氏名等については、公にする慣行があるとは認められないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分のうち、氏名、所属及び年齢は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、寄稿内容は、これを公にすると当該自衛隊員の同僚、知人等一定範囲の者には個人を特定することが可能であり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、番号138、番号144、番号151及び番号158については同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 自衛隊の編成、運用及び教育訓練に関する情報について

別表の番号9ないし番号24、番号32、番号33、番号42ないし番号45、番号58ないし番号62、番号69ないし番号73、番号7

6、番号84ないし番号90、番号99ないし番号103、番号108、番号109、番号113ないし番号115、番号119ないし番号121、番号135、番号142、番号145、番号157、番号160、番号166、番号176、番号180、番号190、番号194、番号197、番号206、番号215、番号220、番号223及び番号231に掲げる不開示部分並びに番号122、番号126、番号130、番号132、番号137、番号141、番号146、番号153、番号164、番号171、番号178、番号185、番号201、番号209、番号226及び番号233に掲げる不開示部分の一部には、自衛隊の編成、運用及び教育訓練に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、番号120、番号126、番号130、番号132、番号137、番号141、番号146及び番号153については同条1号について判断するまでもなく、番号201及び番号209については同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(6) 自衛隊の定員・現員に関する情報について

別表の番号136、番号143、番号149、番号159、番号172、番号179、番号186、番号196、番号211、番号216、番号224及び番号232に掲げる不開示部分並びに番号150、番号156、番号202、番号210及び番号233に掲げる不開示部分の一部には、自衛隊の定員・現員に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、番号150及び番号156については同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(7) 他国に関する情報について

別表の番号104、番号177、番号183及び番号203に掲げる不開示部分並びに番号202及び番号210に掲げる不開示部分の一部には、他国に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、公にすることが予定されていない情報であって、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法

5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(8) 自衛隊の指揮系統・通信システムに関する情報について

別表の番号163、番号169、番号187及び番号207に掲げる不開示部分には、自衛隊の情報の指揮系統・通信システムに関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(9) 自衛隊の装備品等に関する情報について

別表の番号25ないし番号27、番号46ないし番号49、番号57、番号125、番号152、番号170、番号173、番号184及び番号225に掲げる不開示部分並びに番号122、番号127、番号131、番号164、番号171、番号178、番号185及び番号226に掲げる不開示部分の一部には、自衛隊の装備品等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、装備品等の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、番号127及び番号131については同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(10) メールアドレス及び内線番号について

別表の番号116、番号165、番号212、番号217、番号227、番号234及び番号237に掲げる不開示部分並びに番号138、番号144、番号151及び番号158に掲げる不開示部分の一部には、防衛省の公表されていないメールアドレス及び内線番号が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、番号138、番号144、番号151及び番号158については、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(11) 地方公共団体が行う事業に関する情報について

別表の番号191、番号195、番号200及び番号208に掲げる不開示部分並びに番号201及び番号209に掲げる不開示部分の一部

には、防衛省と特定県漁業関係者との意見交換会の結果に係る文書等において、意見交換会への参加団体名並びに漁船の具体的かつ詳細な操業状況及び漁業関係者からの要望等が記載されていることが認められる。

また、当審査会事務局職員をして原処分 of 処分理由にある「地方公共団体が行う事業」について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、特定県が実施する水産行政に関する事業である旨の説明があった。加えて、諮問庁から、当該部分に記載された情報は、漁業関係者との信頼関係の下で共有されたものであり、開示することにより今後の情報提供や協力が得られにくくなり、安全対策に必要な情報共有及び調整事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの説明があった。

当該部分を公にすると、漁業関係者との信頼関係が損なわれ、今後の情報提供や協力が得られにくくなり、安全対策に必要な情報共有及び調整事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、地方公共団体の事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、番号201及び番号209については同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号及び3号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1

『艦船と安全』のうち防官文第10268号(2022. 3. 29—本
本B2969)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2022.
3. 29—本本B2969)で特定された後に作成されたもの全て。

(2) 本件請求文書 2

『艦船と安全』のうち防官文第15287号(2022. 6. 7—本本
B464)で「残りの部分」された全て、及び2022. 6. 7—本本B
464で特定された以降に発行された全て。

(3) 本件請求文書 3

『艦船と安全』のうち防官文第19431号(2022. 8. 16—本
本B870)で「残りの部分」された全て、及び当該請求(2022. 8.
16—本本B870)で特定された以降に発行された全て。

2 本件対象文書

文書1	艦船と安全	2020年7月号(表紙、2枚目及び3枚目を除く。)
文書2	艦船と安全	2020年8月号(表紙及び2枚目から7枚目までを除く。)
文書3	艦船と安全	2020年9月号(表紙、2枚目及び3枚目を除く。)
文書4	艦船と安全	2020年10月号(表紙及び2枚目から5枚目までを除く。)
文書5	艦船と安全	2020年11月号(表紙、2枚目及び3枚目を除く。)
文書6	艦船と安全	2020年12月号(表紙及び2枚目から5枚目までを除く。)
文書7	艦船と安全	2021年1月号(表紙、2枚目及び3枚目を除く。)
文書8	艦船と安全	2021年2月号(表紙及び2枚目から5枚目までを除く。)
文書9	艦船と安全	2021年3月号(表紙、2枚目及び3枚目を除く。)
文書10	艦船と安全	2021年4月号(表紙及び2枚目から7枚目までを除く。)
文書11	艦船と安全	2021年5月号(表紙及び2枚目から5枚目ま

でを除く。)

文書12 艦船と安全 2021年6月号(表紙及び2枚目から7枚目までを除く。)

文書13 艦船と安全 2021年7月号(表紙及び2枚目から5枚目までを除く。)

文書14 艦船と安全 2021年8月号(表紙、2枚目及び3枚目を除く。)

文書15 艦船と安全 2021年9月号(表紙、2枚目及び3枚目を除く。)

文書16 艦船と安全 2021年10月号(表紙及び2枚目から5枚目までを除く。)

文書17 艦船と安全 2021年11月号(表紙、2枚目及び3枚目を除く。)

文書18 艦船と安全 2021年12月号(表紙、2枚目及び3枚目を除く。)

文書19 艦船と安全 2022年1月号(2枚目及び3枚目を除く。)

文書20 艦船と安全 2022年2月号(表紙及び2枚目から7枚目を除く。)

文書21 艦船と安全 2022年3月号(表紙、2枚目及び3枚目を除く。)

文書22 艦船と安全 2022年4月号(表紙、2枚目及び3枚目を除く。)

文書23 オンライン版 艦船と安全 2022年5月

文書24 艦船と安全 2022年6月号

文書25 オンライン版 艦船と安全 2022年7月

文書26 艦船と安全 2022年8月号

文書27 艦船と安全 2022年9月号

文書28 オンライン版 艦船と安全 2022年10月号

文書29 艦船と安全 2022年11月号

文書30 オンライン版 艦船と安全 2022年12月号

文書31 艦船と安全 2023年1月号

文書32 オンライン版 艦船と安全 2023年2月号

3 開示すべき部分

文書13 46ページの「艦長紹介」の不開示部分
 47ページの「最後に一言」の不開示部分(3行目の4文字目ないし4行目の28文字目を除く。)

文書14 52ページの「艦長紹介」の一言の不開示部分及び「前任伍長

- 紹介」の一言の不開示部分
- 文書 1 5 4 8 ページの「艦長」の指導方針及び安全指導指針の下の不開示部分（1 行目の 1 文字目ないし 6 文字目を除く。）並びに「前任伍長」の不開示部分（1 行目の 7 文字目ないし 2 7 文字目、6 行目の 4 文字目ないし 8 文字目及び写真の顔部分を除く。）
- 文書 1 6 4 5 枚目の「艇長紹介」の勤務方針の下の不開示部分及び「伍長紹介」の勤務方針の下の不開示部分
4 7 枚目の「2 前任伍長あいさつ」の不開示部分（1 行目の 1 文字目ないし 4 文字目及び 1 6 文字目ないし 1 9 文字を除く。）
- 文書 1 7 5 1 枚目の「艦長」の一言の不開示部分及び「前任伍長」の一言の不開示部分
5 3 枚目の「1 前任伍長から一言」の不開示部分（本文 2 行目の 1 5 文字目及び 1 6 文字目を除く。）
- 文書 1 8 4 5 枚目の「艇長・前任伍長の紹介」の不開示部分（写真の顔部分を除く。）
4 7 枚目の「2 前任伍長あいさつ」の本文の不開示部分（2 行目及び 3 行目の全て並びに 4 行目の 1 7 文字目までを除く。）
- 文書 1 9 5 0 枚目の「前任伍長」の座右の銘の不開示部分
5 2 枚目の「2 前任伍長あいさつ」の不開示部分
- 文書 2 0 4 1 枚目の「艦長」の安全一言の不開示部分及び「前任伍長」の一言の不開示部分（1 行目の 1 文字目ないし 4 文字目を除く。）
4 3 枚目の「2 前任伍長あいさつ」の不開示部分
- 文書 2 1 4 6 枚目の「最後に・・・」の「艦長」の不開示部分及び「前任伍長」の不開示部分
4 7 枚目の「前任伍長あいさつ」の不開示部分（2 行目の全て及び 3 行目の 1 2 文字目までを除く。）
- 文書 2 2 4 5 枚目の「【2】前任伍長あいさつ」の本文の不開示部分（4 行目の 1 5 文字目ないし 6 行目の全てを除く。）
- 文書 2 4 5 0 枚目の「艦長」の安全管理方針の不開示部分及び「前任伍長」の勤務方針の不開示部分（2 行目及び 3 行目の 1 1 文字目ないし 1 6 文字目を除く。）
5 2 枚目の「前任伍長あいさつ」の不開示部分（2 行目の 1 文字目ないし 8 文字目を除く。）
- 文書 2 6 5 2 枚目の「二代目艦長」の一言の不開示部分（1 行目の 1 文

字目ないし 6 文字目を除く。) 及び「初代前任伍長」の座右の
銘及び一言の不開示部分

文書 2 7 4 8 枚目の「艦長紹介」及び「前任伍長紹介」の不開示部分
5 0 枚目の「2 前任伍長あいさつ」の不開示部分

文書 2 9 5 0 枚目の「艦長・前任伍長紹介」の不開示部分
5 2 枚目の「2 前任伍長あいさつ」の不開示部分

文書 3 1 5 0 枚目の「艦長」及び「前任伍長」の不開示部分
5 2 枚目の「1 前任伍長あいさつ」の不開示部分（1 行目の
不開示部分を除く。）

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	2 ページ、4 ページ、18 ページ、20 ページ、24 ページないし 26 ページ、29 ページ、34 ページ、36 ページ、38 ページ、42 ページ、44 ページ、49 ページ、60 ページ、62 ページ、63 ページ、66 ページ及び 68 ページないし 70 ページのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2	文書 1	10 ページ、14 ページ、16 ページ、18 ページ、20 ページ、22 ページ、24 ページ、27 ページ、29 ページ、31 ページ、34 ページ、36 ページ、38 ページ、40 ページ、41 ページ、44 ページ、46 ページ、47 ページ、49 ページ、54 ページ、60 ページ、62 ページ、63 ページ及び 65 ページないし 69 ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）	
3	文書 1	10 ページの本文左欄の 3 行目及び 4 行目のそれぞれ一部	

4	文書 1	1 4 ページの本文左欄の 3 行目の一部	
5	文書 1	2 2 ページの本文右欄の 2 4 行目の一部	
6	文書 1	3 0 ページの本文左欄の 6 行目の一部	
7	文書 1	4 7 ページの本文左欄の 2 行目ないし 5 行目のそ れぞれ一部	
8	文書 1	6 7 ページの一部（上か ら 5 人目の本文の一部を 除く。）	
9	文書 1	6 ページの本文左欄の 1 0 行目、2 1 行目及び 2 2 行目のそれぞれ一部	
1 0	文書 1	6 ページの本文右欄の 1 行目、3 行目、4 行目及 び 1 1 行目のそれぞれ一 部	
1 1	文書 1	6 ページの本文右欄の 2 行目及び 5 行目ないし 1 0 行目のそれぞれ全て	
1 2	文書 1	8 ページの本文右欄の 3 0 行目の一部	自衛隊の運用に関する情報で あり、これを公にすることに より、自衛隊の運用要領、能 力が推察され、自衛隊の任務 の効果的な遂行に支障を及ぼ し、ひいては我が国の安全を 害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
1 3	文書 1	1 0 ページの本文左欄の 2 6 行目の一部	
1 4	文書 1	1 1 ページ、1 5 ペー ジ、1 6 ページ、3 9 ペ ージ、4 8 ページ、5 4 ページ、5 5 ページ及び 6 5 ページのそれぞれ一 部	
1 5	文書 1	1 4 ページの本文右欄の 2 行目及び 3 行目のそ れぞれ一部	
1 6	文書 1	4 7 ページの本文右欄の 1 行目、1 5 行目、1 6	

		行目、25行目及び26行目のそれぞれ一部	
17	文書1	47ページの本文右欄の2行目ないし6行目のそれぞれ全て及び欄外の注釈	
18	文書1	6ページの本文左欄の15行目及び16行目のそれぞれ全て	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
19	文書1	6ページの本文左欄の17行目ないし19行目のそれぞれ一部	
20	文書1	8ページの本文右欄の5行目及び33行目のそれぞれ一部	
21	文書1	9ページの一部	
22	文書1	22ページの本文右欄の14行目及び15行目のそれぞれ一部	
23	文書1	30ページの本文左欄の7行目ないし10行目のそれぞれ一部	
24	文書1	67ページの上から5人目の本文の一部	
25	文書1	10ページ本文左欄の20行目の一部	自衛隊の装備品等の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品等の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
26	文書1	12ページ及び23ページのそれぞれ一部	
27	文書1	14ページの本文左欄の15行目、本文右欄の9行目及び10行目のそれぞれ一部	
28	文書2	13ページ、19ページ、21ページ、23ページ、28ページ、30	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、個人の

		ページ、34ページ、36ページ及び55ページないし64ページのそれぞれ一部	権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
29	文書2	14ページ、16ページ、19ページないし21ページ、23ページ、25ページ、28ページ、30ページ、34ページ、36ページ、42ページないし46ページ、55ページないし57ページ、59ページ及び61ページないし63ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	
30	文書2	25ページの本文左欄の2行目及び5行目のそれぞれ一部	
31	文書2	25ページの本文左欄の3行目及び4行目のそれぞれ全て	
32	文書2	14ページ、15ページ、17ページ、26ページ及び27ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
33	文書2	25ページの本文左欄の16行目ないし18行目並びに本文右欄の4行目及び10行目のそれぞれ一部	
34	文書3	4ページ、8ページ、10ページ、12ページ、14ページ、16ページ	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、個人の

		ジ、18ページ、20ページ、22ページ、23ページ、25ページ、27ページないし29ページ、31ページ、34ページ、40ページ、46ページ、49ページ、50ページ、56ページ、58ページないし60ページ及び62ページないし65ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
35	文書3	8ページの本文左欄の7行目ないし9行目のそれぞれ一部	
36	文書3	10ページ、14ページ、16ページ、20ページ、25ページ、41ページ、51ページ、52ページ、56ページ及び58ページないし66ページのそれぞれ一部	
37	文書3	22ページの本文左欄の3行目の一部	
38	文書3	27ページの本文左欄の2行目ないし4行目、7行目及び8行目のそれぞれ一部	
39	文書3	29ページの本文左欄の3行目、6行目、11行目及び14行目並びに本文右欄の1行目のそれぞれ一部	

40	文書3	30ページの本文右欄の22行目の一部	
41	文書3	31ページの本文左欄の1行目の一部	
42	文書3	8ページの本文左欄の2行目の一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
43	文書3	22ページの本文左欄の23行目及び本文右欄の22行目のそれぞれ一部	
44	文書3	27ページの本文左欄の21行目の一部	
45	文書3	31ページの本文左欄の12行目、13行目及び15行目のそれぞれ一部	
46	文書3	27ページの本文右欄の17行目の一部	
47	文書3	29ページの本文右欄の19行目の一部	自衛隊の装備品等の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品等の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
48	文書3	30ページの本文左欄の13行目の一部	
49	文書3	35ページ及び36ページのそれぞれ写真の一部	
50	文書4	10ページ、16ページ、20ページ、24ページ、26ページないし28ページ、33ページ、46ページ、52ページ、53ページ及び57ページないし62ページのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
51	文書4	10ページ、12ページ、14ページ、16ページ、18ページ、20ページ、24ページ、26ページ、28ページ、35ページ、42ページ	

		ないし 4 5 ページ、4 9 ページ、5 2 ページ、5 3 ページ、5 5 ページ及び 5 7 ページないし 6 1 ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）	
5 2	文書 4	1 1 ページの本文右欄の 2 3 行目の一部	
5 3	文書 4	1 2 ページの本文左欄の 1 行目及び 2 行目のそれぞれ一部	
5 4	文書 4	1 4 ページの本文左欄の 2 行目及び 3 行目のそれぞれ一部	
5 5	文書 4	1 8 ページの本文左欄の 2 行目、3 行目及び 5 行目ないし 8 行目のそれぞれ一部	
5 6	文書 4	5 5 ページの本文左欄の 1 5 行目及び 3 1 行目並びに本文右欄の 1 3 行目ないし 1 8 行目のそれぞれ一部	
5 7	文書 4	1 1 ページの本文左欄の 6 行目及び 7 行目のそれぞれ一部	自衛隊の装備品等の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品等の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
5 8	文書 4	1 2 ページの本文右欄の 9 行目の一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることに

59	文書4	14ページの本文右欄の5行目の一部	より、自衛隊の運用要領、能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
60	文書4	18ページの本文右欄の13行目の一部	
61	文書4	19ページ及び54ページのそれぞれ一部	
62	文書4	55ページの本文左欄の17行目、18行目及び24行目のそれぞれ一部	
63	文書5	4ページ、6ページ、7ページ、11ページ、15ページないし17ページ、21ページ、23ページ、25ページ、28ページ、33ページ、38ページ、42ページ、50ページ、52ページ、53ページ及び55ページないし60ページのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
64	文書5	8ページ、10ページないし15ページ、17ページ、19ページ、21ページないし23ページ、25ページないし28ページ、38ページないし41ページ、48ページ、50ページ、52ページ、53ページ及び55ページないし59ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	
65	文書5	13ページの本文左欄の2行目、3行目及び8行	

		目のそれぞれ一部	
6 6	文書 5	3 1 ページの本文左欄の 1 9 行目ないし 2 1 行目 並びに本文右欄の 2 行目 及び 7 行目のそれぞれ一 部	
6 7	文書 5	3 2 ページの本文左欄の 6 行目及び 7 行目のそれ ぞれ一部	
6 8	文書 5	5 4 ページの本文右欄の 1 1 行目及び 1 4 行目の それぞれ一部	
6 9	文書 5	8 ページ、1 9 ページ、 2 2 ページ、2 4 ペー ジ、2 9 ページ及び 3 0 ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報で あり、これを公にすることによ り、自衛隊の運用要領、能 力が推察され、自衛隊の任務 の効果的な遂行に支障を及ぼ し、ひいては我が国の安全を 害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
7 0	文書 5	1 3 ページの本文左欄の 2 1 行目、2 2 行目及び 2 4 行目並びに本文右欄 の 6 行目及び 8 行目のそ れぞれ一部	
7 1	文書 5	3 1 ページの本文右欄の 1 1 行目及び 1 2 行目の それぞれ一部	
7 2	文書 5	3 2 ページの本文左欄の 8 行目の一部	
7 3	文書 5	5 4 ページの本文左欄の 1 3 行目の一部	
7 4	文書 6	6 ページ、8 ページ、1 0 ページ、1 1 ページ、 1 6 ページ、1 8 ペー ジ、2 0 ページ、2 2 ペ ージ、2 6 ページ、3 0 ページないし 3 2 ペー ジ、4 2 ページ、4 8 ペ ージないし 5 1 ページ、 5 3 ページ及び 5 5 ペー	個人に関する情報であり、こ れを公にすることにより、特 定の個人が識別され、個人の 権利利益を害するおそれがあ ることから、法 5 条 1 号に該 当するため不開示とした。

		ジないし 60 ページのそれぞれ一部	
75	文書 6	8 ページ、11 ページ、14 ページ、16 ページ、18 ページ、20 ページ、22 ページ、24 ページ、28 ページ、30 ページ、32 ページ、41 ページ、43 ページ、46 ページ、48 ページ、50 ページ、53 ページ及び 55 ページないし 59 ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）	
76	文書 6	12 ページ、39 ページ及び 44 ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
77	文書 7	7 ページ、8 ページ、15 ページ、17 ページ、19 ページ、26 ページ、28 ページ、32 ページ、40 ページ、41 ページ、48 ページ、52 ページ、53 ページ及び 56 ページないし 62 ページのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
78	文書 7	9 ページの本文左欄の 6	

		行目の一部	
79	文書7	15ページ、17ページ、19ページ、22ページ、24ページ、26ページ、28ページ、30ページ、32ページ、34ページ、35ページ、37ページないし40ページ、45ページ、47ページ、49ページ、52ページないし54ページ、56ページ、58ページないし61ページ及び63枚目の写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	
80	文書7	22ページの本文左欄の2行目、4行目及び5行目のそれぞれ一部	
81	文書7	24ページの本文左欄の2行目、3行目及び5行目のそれぞれ一部並びに本文左欄の4行目の全て	
82	文書7	30ページの本文左欄の2行目及び3行目のそれぞれ一部	
83	文書7	55ページの本文左欄の4行目、5行目及び24行目のそれぞれ一部	
84	文書7	9ページの本文右欄の21行目の一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼ
85	文書7	12ページ及び46ページのそれぞれ一部	
86	文書7	22ページの本文左欄の	

		17行目及び18行目のそれぞれ一部	し、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
87	文書7	24ページの本文左欄の21行目の一部	
88	文書7	30ページの本文右欄の14行目の一部	
89	文書7	55ページの本文右欄の11行目の一部	
90	文書8	12ページ、13ページ及び24ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
91	文書8	13ページ、16ページ、19ページないし23ページ、28ページ、30ページ、32ページ、34ページ、39ページないし42ページ、48ページないし50ページ、52ページ、54ページ及び56ページないし58ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書きに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
92	文書8	16ページ、19ページ、21ページ、23ページ、30ページ、32ページ、34ページ、43ページ、49ページ、	

		50 ページ、52 ページ ないし58 ページ及び6 0 ページのそれぞれ一部	
93	文書9	4 ページ、6 ページ、8 ページ、10 ページ、1 3 ページ、15 ページ、 17 ページ、19 ペー ジ、22 ページ、24 ペ ージないし26 ページ、 28 ページないし30 ペ ージ、32 ページ、34 ページ、36 ページ、3 7 ページ、39 ページ、 47 ページないし49 ペ ージ、51 ページ、55 ページ、56 ページ、5 8 ページ、59 ページ及 び62 ページないし65 ページのそれぞれ写真の 顔部分（識別が容易でな いと認められるもの及び 法5条1号ただし書イに 該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、特 定の個人が識別され、又は特 定の個人を識別することはで きないが、これを公にするこ とにより、なお個人の権利利 益を害するおそれがあること から、法5条1号に該当する ため不開示とした。
94	文書9	4 ページの本文左欄の1 行目の一部	
95	文書9	8 ページの本文左欄の7 行目及び本文右欄の2行 目のそれぞれ一部	
96	文書9	10 ページの本文左欄の 2行目ないし4行目及び 16行目のそれぞれ一部	
97	文書9	12 ページ、13 ペー ジ、15 ページ、19 ペ ージ、24 ページないし 26 ページ、34 ペー ジ、50 ページ、55 ペ ージないし59 ページ及	

		び 6 1 ページないし 6 6 ページのそれぞれ一部	
9 8	文書 9	1 7 ページの本文左欄の 2 行目の一部	
9 9	文書 9	4 ページの本文左欄の 2 1 行目ないし 2 5 行目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
1 0 0	文書 9	8 ページの本文左欄の 2 3 行目ないし 2 7 行目及び本文右欄の 1 5 行目ないし 1 7 行目のそれぞれ一部	
1 0 1	文書 9	9 ページ、1 1 ページ及び 2 2 ページのそれぞれ一部	
1 0 2	文書 9	1 0 ページの本文左欄の 5 行目及び本文右欄のそれぞれ一部	
1 0 3	文書 9	1 7 ページの欄外の注釈の一部	
1 0 4	文書 9	3 6 ページ及び 3 8 ページのそれぞれ一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
1 0 5	文書 1 0	1 3 ページ、1 6 ページないし 2 0 ページ、2 2 ページ、2 4 ページ、2 6 ページ、2 8 ページ、3 0 ページ、4 3 ページ、4 5 ページ、4 8 ページ、5 0 ページ、5 2 ページ、5 5 ページ、5 6 ページ及び 5 8 ページないし 6 1 ページのそれ	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。

		ぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法５条１号ただし書イに該当するものを除く。）	
１０６	文書１０	１６ページ、２０ページ、２２ページ、２６ページ、２８ページ、３２ページ、３７ページ、４６ページ、５０ページ、５２ページないし５６ページ及び５８ページないし６２ページのそれぞれ一部	
１０７	文書１０	５７ページの本文右欄の１７行目の一部	
１０８	文書１０	１１ページ、１７ページ、１９ページ及び２７ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
１０９	文書１０	５７ページの本文左欄の２８行目の一部	
１１０	文書１１	１６ページ、１９ページ、２４ページ、３６ページ、４０ページ、４３ページ、４５ページ、５１ページ、５３ページ、５４ページ、５６ページ、５８ページ及び５９ページないし６３ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法５条１号ただし書イに該当す	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。

		るものを除く。)	
1 1 1	文書 1 1	1 3 ページ、1 7 ページ、2 8 ページ、3 9 ページ、4 0 ページ、4 3 ページ、5 4 ページ、5 5 ページ、5 8 ページ及び5 9 ページないし6 4 ページまでのそれぞれ一部（6 2 ページのメールアドレス及び6 3 ページの上から2 人目の本文の一部を除く。）	
1 1 2	文書 1 1	5 6 ページの本文左欄 1 4 行目の一部	
1 1 3	文書 1 1	1 1 ページの一部	
1 1 4	文書 1 1	5 6 ページの本文左欄 2 6 行目及び本文右欄 1 行目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
1 1 5	文書 1 1	6 3 ページの上から 2 人目の本文の一部	
1 1 6	文書 1 1	6 2 ページの「メールアドレス」の全部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
1 1 7	文書 1 2	1 1 ページ、1 3 ページないし 1 5 ページ、1 8 ページ、2 0 ページ、2 2 ページ、2 4 ページ、	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを

		26 ページ、32 ページ、34 ページ、43 ページ、46 ページ、51 ページ及び52 ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
118	文書12	8 ページ、11 ページないし13 ページ、15 ページ、18 ページ、20 ページ、22 ページ、24 ページ、26 ページ、34 ページ、35 ページ、43 ページ、50 ページないし52 ページ及び54 ページないし60 ページのそれぞれ一部	
119	文書12	7 ページ及び44 ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
120	文書12	45 ページの写真の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛

			隊の運用要領、能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
1 2 1	文書1 3	7 ページないし 9 ページ、1 3 ページ、1 9 ページ、4 1 ページ及び 4 8 ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 2 2	文書1 3	1 0 ページ及び 3 8 ページないし 4 0 ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすとともに、自衛隊の装備品の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 2 3	文書1 3	1 2 ページ、1 5 ページ、1 8 ページ、2 0 ページないし 2 2 ページ、2 5 ページ、2 7 ページ、2 8 ページ、3 1 ページ、3 4 ページ、3 7	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ

		ページ、46ページないし49ページ、56ページ、58ページ及び60ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	があることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
124	文書13	15ページ、20ページ、22ページ、24ページ、25ページ、27ページ、31ページ、46ページ、47ページ、50ページないし52ページ、55ページ及び57ページないし66ページのそれぞれ一部	
125	文書13	14ページ及び35ページのそれぞれ一部	自衛隊の装備品の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
126	文書13	18ページ、28ページ、37ページ、53ページ及び56ページのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な

			遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
127	文書13	34ページの一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の装備品の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
128	文書14	2ページ、12ページ、15ページ、17ページないし19ページ、21ページ、23ページ、25ページないし28ページ、30ページないし33ページ、35ページ、38ページ、52ページ、53ページ、55ページないし58ページ及び60ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

1 2 9	文書 1 4	2 ページ、6 ページ、8 ページ、1 2 ページ、1 5 ページ、1 9 ページないし 2 1 ページ、2 5 ページ、2 6 ページ、3 6 ページ、3 8 ページないし 4 1 ページ、5 2 ページ、5 8 ページ、5 9 ページ、6 1 ページ及び 6 4 ページないし 6 8 ページのそれぞれ一部	
1 3 0	文書 1 4	2 2 ページ及び 2 3 ページのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
1 3 1	文書 1 4	2 8 ページの一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の装備品の機能、性能に関する情報であり、これを公にするこ

			とにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
1 3 2	文書14	54ページ、57ページ及び60ページのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
1 3 3	文書15	8ページ、31ページないし33ページ、35ページ、42ページ、48ページ、53ページ及び55ページないし59ページのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
1 3 4	文書15	29ページ、31ページ、36ページ、42ページ、48ページ、49ページ、51ページないし53ページ及び55ページないし59ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認	

		められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。)	
135	文書15	12ページ、13ページ、15ページ、16ページ、19ページ及び21ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
136	文書15	46ページ、50ページ及び51ページのそれぞれ一部	自衛隊の定員・現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
137	文書15	52ページの一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び

			3号に該当するため不開示とした。
138	文書15	60ページの一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
139	文書16	8枚目、11枚目、13枚目、15枚目、18枚目、20枚目、22枚目、24枚目、30枚目、31枚目、44枚目、46枚目、48枚目、50枚目、51枚目、53枚目及び55枚目ないし58枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
140	文書16	13枚目、14枚目、18枚目、20枚目、22枚目、24枚目、27枚	

		目、29枚目、31枚目、45枚目、47枚目、49枚目ないし53枚目及び55枚目ないし58枚目のそれぞれ一部	
141	文書16	11枚目、15枚目及び16枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
142	文書16	12枚目の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
143	文書16	46枚目及び48枚目のそれぞれ一部	自衛隊の定員・現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、

			ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 4 4	文書1 6	5 9 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
1 4 5	文書1 7	1 枚目、3 枚目、4 4 枚目、4 5 枚目及び5 4 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 4 6	文書1 7	2 枚目、4 0 枚目及び5 9 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ

			があるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
147	文書17	10枚目、13枚目、15枚目ないし17枚目、19枚目、21枚目、23枚目、25枚目、27枚目、30枚目、32枚目、33枚目、35枚目、36枚目、39枚目、41枚目、43枚目、46枚目、51枚目、55枚目ないし57枚目及び60枚目ないし64枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
148	文書17	13枚目、15枚目、17枚目、19枚目、21枚目、23枚目、25枚目、27枚目、30枚目、32枚目、33枚目、38枚目、39枚目、43枚目、52枚目ないし55枚目、57枚目、59枚目及び61枚目ないし64枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法5条1号	

		ただし書イに該当するものを除く。)	
1 4 9	文書 1 7	5 2 枚目の一部	自衛隊の定員・現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
1 5 0	文書 1 7	5 3 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の定員・現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
1 5 1	文書 1 7	6 5 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、

			緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条１号及び６号柱書きに該当するため不開示とした。
1 5 2	文書 1 8	1 枚目、3 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の装備品の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
1 5 3	文書 1 8	5 枚目、5 1 枚目、5 5 枚目及び 5 6 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条１号及び３号に該当するため不開示とした。
1 5 4	文書 1 8	7 枚目ないし 9 枚目、1 1 枚目、1 3 枚目、1 5 枚目ないし 1 7 枚目、2 0 枚目、2 2 枚目、2 4	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを

		枚目、26枚目、29枚目ないし31枚目、34枚目、35枚目、45枚目、46枚目、48枚目、51枚目、53枚目、55枚目及び57枚目ないし62枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
155	文書18	11枚目、13枚目、15枚目、17枚目、22枚目、24枚目、26枚目、31枚目、33枚目、50枚目、53枚目、54枚目及び57枚目ないし62枚目のそれぞれ一部	
156	文書18	45枚目及び47枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の定員・現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。

1 5 7	文書 1 8	5 2 枚目の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
1 5 8	文書 1 8	6 3 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
1 5 9	文書 1 9	1 6 枚目、3 2 枚目及び 5 2 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の定員・現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
1 6 0	文書 1 9	1 9 枚目ないし 2 2 枚	自衛隊の運用及び教育訓練に

		目、39枚目、40枚目、53枚目、55枚目、57枚目及び58枚目のそれぞれ一部	関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
161	文書19	20枚目、30枚目、32枚目、37枚目、50枚目ないし54枚目、57枚目及び60枚目ないし63枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
162	文書19	33枚目、36枚目ないし39枚目、50枚目、52枚目ないし55枚目及び57枚目ないし63枚目のそれぞれ一部	
163	文書19	24枚目の一部	自衛隊の指揮系統・通信システムに係る情報であり、これを公にすることにより自衛隊の指揮統制要領、手法が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
164	文書19	56枚目の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の

			運用要領、能力及び練度が推察されるおそれがあるとともに、自衛隊の装備品の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
１６５	文書１９	６４枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。
１６６	文書２０	３枚目及び３２枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
１６７	文書２０	７枚目ないし１４枚目、１７枚目、１９枚目ないし２２枚目、２４枚目、２７枚目、３２枚目、４２枚目、４４枚目ないし	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個

		47枚目、49枚目、51枚目及び53枚目ないし57枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
168	文書20	8枚目、11枚目、12枚目、14枚目、17枚目、19枚目、21枚目、23枚目、27枚目、32枚目、33枚目、41枚目、43枚目及び45枚目ないし58枚目のそれぞれ一部	
169	文書20	11枚目の一部	自衛隊の指揮系統・通信システムに係る情報であり、これを公にすることにより自衛隊の指揮統制要領、手法が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
170	文書20	12枚目及び23枚目のそれぞれ一部	自衛隊の装備品の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
171	文書20	13枚目の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公

			にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察されるおそれがあるとともに、自衛隊の装備品の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
172	文書20	42枚目、44枚目及び49枚目のそれぞれ一部	自衛隊の定員・現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
173	文書21	1枚目及び20枚目のそれぞれ一部	自衛隊の装備品の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
174	文書21	1枚目ないし3枚目、5枚目、7枚目、10枚目、13枚目、16枚目、20枚目ないし25枚目、27枚目、29枚目、31枚目、32枚目、34枚目、39枚	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号

		目、41枚目、45枚目 ないし48枚目、50枚 目、52枚目及び54枚 目ないし58枚目のそれ ぞれ写真の顔部分（識別 が容易でないと認められ るもの、既に公にされて いるもの及び法5条1号 ただし書イに該当するも のを除く。）	に該当するため不開示とし た。
175	文書21	1枚目ないし3枚目、5 枚目、7枚目、10枚 目、13枚目、15枚 目、16枚目、19枚目 ないし25枚目、27枚 目、34枚目、37枚目 ないし39枚目、41枚 目、42枚目、46枚目 ないし48枚目及び50 枚目ないし58枚目のそ れぞれ一部	
176	文書21	5枚目、7枚目、8枚 目、13枚目ないし16 枚目、27枚目、28枚 目、33枚目、39枚目 ないし42枚目及び50 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に 関する情報であり、これを公 にすることにより、自衛隊の 運用要領、能力及び練度が推 察され、自衛隊の任務の効果 的な遂行に支障を及ぼし、ひ いては我が国の安全を害する おそれがあることから、法5 条3号に該当するため不開示 とした。
177	文書21	22枚目及び23枚目の それぞれ一部	他国に関する情報であり、こ れを公にすることにより、他 国との信頼関係が損なわれる おそれがあることから、法5 条3号に該当するため不開示 とした。

178	文書21	31枚目の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察されるおそれがあるとともに、自衛隊の装備品の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
179	文書21	47枚目の一部	自衛隊の定員・現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
180	文書22	2枚目、8枚目、9枚目及び53枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
181	文書22	3枚目、5枚目、8枚目、10枚目、12枚目、15枚目、19枚目、22枚目、24枚	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを

		目、29枚目、31枚目、33枚目、45枚目、48枚目ないし51枚目、53枚目ないし58枚目及び60枚目のそれぞれ一部	公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
182	文書22	5枚目、8枚目、10枚目、12枚目、15枚目、16枚目、19枚目、22枚目、24枚目、27枚目、28枚目、30枚目、33枚目、34枚目、44枚目ないし49枚目、51枚目ないし53枚目及び55枚目ないし58枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	
183	文書22	5枚目の一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
184	文書22	10枚目ないし13枚目のそれぞれ一部	自衛隊の装備品の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

185	文書22	14枚目の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察されるおそれがあるとともに、自衛隊の装備品の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
186	文書22	24枚目、28枚目、45枚目及び47枚目のそれぞれ一部	自衛隊の定員・現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
187	文書22	60枚目の一部	自衛隊の指揮系統・通信システムに係る情報であり、これを公にすることにより自衛隊の指揮統制要領、手法が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
188	文書23	2枚目の写真の顔部分	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個
189	文書23	2枚目、4枚目及び11枚目ないし13枚目のそれぞれ一部	

			人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
190	文書23	5枚目ないし9枚目、11枚目及び12枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
191	文書23	14枚目の一部	地方公共団体が行う事業に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
192	文書24	4枚目、5枚目、13枚目、14枚目、17枚目、18枚目、20枚目、22枚目、25枚目ないし29枚目、36枚目、51枚目、53枚目、56枚目、58枚目、60枚目ないし65枚目及び67枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
193	文書24	7枚目、10枚目、13	

		枚目、15枚目、18枚目、22枚目、25枚目、30枚目、34枚目、38枚目ないし40枚目、50枚目、52枚目、54枚目、56枚目ないし58枚目、60枚目及び62枚目ないし65枚目のそれぞれ一部	
194	文書24	8枚目、10枚目、16枚目、17枚目、22枚目ないし24枚目、34枚目、38枚目、39枚目、42枚目ないし46枚目及び58枚目ないし60枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
195	文書24	41枚目の一部	地方公共団体が行う事業に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
196	文書24	53枚目の一部	自衛隊の定員・現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
197	文書25	2枚目ないし7枚目、9枚目、13枚目、14枚	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公

		目、16枚目及び24枚目のそれぞれ一部	にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
198	文書25	8枚目、9枚目及び13枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
199	文書25	13枚目の一部	
200	文書25	8枚目の一部並びに11枚目及び12枚目のそれぞれ全部	地方公共団体が行う事業に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
201	文書25	10枚目の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、地方公共団体が行う事業に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号

			及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
202	文書25	15枚目及び17枚目のそれぞれ一部	自衛隊の定員・現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
203	文書26	1枚目、2枚目、21枚目ないし24枚目及び67枚目のそれぞれ一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
204	文書26	3枚目、32枚目、35枚目、37枚目、52枚目、56枚目及び59枚目ないし65枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
205	文書26	19枚目、25枚目、26枚目、34枚目、35枚目、37枚目、53枚目、55枚目ないし57枚目、59枚目及び62枚目ないし65枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法5条1	

		号ただし書イに該当するものを除く。)	
206	文書26	22枚目、26枚目、32枚目、37枚目、38枚目、40枚目、47枚目、56枚目及び58枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
207	文書26	24枚目及び57枚目のそれぞれ一部	自衛隊の指揮系統・通信システムに係る情報であり、これを公にすることにより自衛隊の指揮統制要領、手法が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
208	文書26	25枚目、28枚目及び29枚目のそれぞれ一部	地方公共団体が行う事業に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
209	文書26	27枚目の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、地方公共団体が行う事業に関する

			情報であり、これを公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条３号及び６号柱書きに該当するため不開示とした。
２１０	文書２６	３９枚目及び４１枚目のそれぞれ一部	自衛隊の定員・現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
２１１	文書２６	５２枚目、５３枚目、５５枚目及び６０枚目のそれぞれ一部	自衛隊の定員・現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
２１２	文書２６	６６枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開

			示とした。
2 1 3	文書 2 7	1 枚目、1 3 枚目、1 5 枚目、1 7 枚目、1 9 枚目、2 1 枚目、2 3 枚目、2 5 枚目、2 7 枚目、3 0 枚目、3 3 枚目、3 8 枚目、4 9 枚目、5 1 枚目、5 2 枚目、5 4 枚目、5 6 枚目、5 8 枚目、5 9 枚目及び6 1 枚目ないし6 4 枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2 1 4	文書 2 7	3 枚目、6 枚目、9 枚目、1 3 枚目、1 5 枚目、1 7 枚目、1 9 枚目、2 3 枚目ないし2 5 枚目、2 7 枚目、3 0 枚目、3 4 枚目、3 6 枚目、3 8 枚目、4 8 枚目、5 0 枚目、5 2 枚目ないし5 9 枚目、6 1 枚目ないし6 5 枚目及び6 7 枚目のそれぞれ一部	
2 1 5	文書 2 7	5 枚目、6 枚目、9 枚目、1 7 枚目、2 2 枚目、2 3 枚目、2 5 枚目及び3 5 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示

			とした。
2 1 6	文書 2 7	5 1 枚目及び 5 7 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の定員・現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2 1 7	文書 2 7	6 6 枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
2 1 8	文書 2 8	1 枚目及び 1 8 枚目のそれぞれの写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2 1 9	文書 2 8	1 枚目、2 枚目及び 1 8 枚目のそれぞれ一部	
2 2 0	文書 2 8	2 枚目ないし 8 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示

			とした。
2 2 1	文書 2 9	1 枚目、3 枚目、1 0 枚目、1 2 枚目、1 3 枚目、1 5 枚目ないし 1 7 枚目、2 0 枚目、2 1 枚目、2 3 枚目、2 5 枚目ないし 2 7 枚目、2 9 枚目、3 0 枚目ないし 3 2 枚目、3 8 枚目、3 9 枚目、5 1 枚目、5 4 枚目ないし 5 6 枚目、5 8 枚目及び 6 0 枚目ないし 6 5 枚目のそれぞれの写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び既に公にされているものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2 2 2	文書 2 9	5 枚目ないし 8 枚目、2 0 枚目、2 1 枚目、2 3 枚目ないし 2 5 枚目、2 7 枚目ないし 2 9 枚目、3 7 枚目、3 9 枚目、5 0 枚目、5 2 枚目及び 5 5 枚目ないし 6 6 枚目のそれぞれ一部	
2 2 3	文書 2 9	1 0 枚目、1 5 枚目、2 4 枚目、3 4 枚目及び 3 5 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2 2 4	文書 2 9	2 7 枚目、3 6 枚目及び 5 4 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の定員・現員に関する情報であり、これを公にする

			ことにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
2 2 5	文書 2 9	5 7 枚目の一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
2 2 6	文書 2 9	5 9 枚目の一部	自衛隊の運用、教育訓練及び定員・現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力、練度及び態勢が推察されるおそれがあるとともに、自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
2 2 7	文書 2 9	6 7 枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適

			正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。
２２８	文書３０	２枚目の写真の顔部分	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
２２９	文書３１	１枚目ないし３枚目、１３枚目、１５枚目、２０枚目、２２枚目、２４枚目、２６枚目、２８枚目、３２枚目、３８枚目、５１枚目ないし５５枚目、５７枚目及び５８枚目のそれぞれの写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
２３０	文書３１	４枚目、５枚目、１１枚目、１２枚目、１７枚目、２０枚目、２２枚目ないし２４枚目、２６枚目、２８枚目ないし３０枚目、３２枚目、３５枚目、４１枚目、５０枚目、５２枚目、５４枚目ないし６３枚目及び６５枚目のそれぞれ一部	
２３１	文書３１	１２枚目、１９枚目、５１枚目、５２枚目及び５７枚目ないし５９枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５

			条 3 号に該当するため不開示とした。
2 3 2	文書 3 1	1 3 枚目、2 4 枚目、3 3 枚目及び 5 3 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の定員・現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2 3 3	文書 3 1	1 8 枚目の一部	自衛隊の運用、教育訓練及び定員・現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力、練度及び態勢が推察されるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2 3 4	文書 3 1	6 4 枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
2 3 5	文書 3 2	1 枚目の写真の顔部分	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2 3 6	文書 3 2	1 3 枚目及び 1 4 枚目のそれぞれ一部	

237	文書32	15枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
-----	------	---------	--

※文書7の枚目の表記は、令和3年4月7日付け防官文第6601号で決定した表紙、2枚目及び3枚目を除いて記載している。

※文書16ないし文書18の枚目の表記は、令和4年2月2日付け防官文第1621号で決定した文書16の表紙及び2枚目ないし5枚目並びに文書17及び文書18の表紙、2枚目及び3枚目を除いて記載している。

※文書19ないし文書22については、令和4年5月27日付け防官文第10268号で決定した文書19の2枚目及び3枚目、文書20の表紙及び2枚目ないし7枚目並びに文書21及び文書22の表紙、2枚目及び3枚目を除いて記載している。

※番号78の文書7の「不開示とした部分」について、原処分1の開示決定通知書で9ページの本文「右欄」とあるのは「左欄」の誤記であり、本表のとおりである旨確認した。

※番号200の文書25の「不開示とした部分」について、原処分4の開示決定通知書で「8枚目、11枚目及び12枚目のそれぞれ一部」とあるのは、11枚目及び12枚目の「一部」は「全部」の誤記であり、本表のとおりである旨確認した。